**三条市の工業**

**－ 令和３年経済センサス‐活動調査から －**

**三 条 市**

目　次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用される方へ | ………………………………………………………………………………… | １ |
|  |  |  |
| 調査結果の概要(従業者４人以上の事業所) | ………………………………………………… | 12 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　概況 | ……………………………………………………………………………………… | 12 |  |
| ２　三条市の製造業の推移 | ………………………………………………………………… | 13 |  |
| ３　事業所数 | ………………………………………………………………………………… | 15 |  |
| ４　従業者数 | ………………………………………………………………………………… | 17 |  |
| ５　製造品出荷額等 | ………………………………………………………………………… | 19 |  |
| ６　付加価値額 | ……………………………………………………………………………… | 21 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 統計表(従業者４人以上の事業所) | …………………………………………………………… | 24 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第１表　県内20市統計表 | ………………………………………………………………… | 25 |
| 第２表　産業中分類別・従業者規模別統計表 | …………………………………………… | 27 |
| 第３表　産業細分類別統計表 | ……………………………………………………………… | 39 |
| 第４表　金属関係業種の製造品目別産出事業所数及び出荷額 | ………………………… | 46 |
| 第５表　地区別結果表 | ……………………………………………………………………… |  50 |
| 第６表　工業用地統計表(事業所敷地面積及び建築面積)(従業者30人以上) | ……… | 50 |
| 第７表　工業用水統計表(１日当たり水源別用水量)(従業者30人以上) | …………… | 50 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 付録 | …………………………………………………………………………………………… | 巻末 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和３年経済センサス‐活動調査【04】調査票（製造業） |  |  |
| 令和３年経済センサス‐活動調査【13】企業調査票 |  |  |
| 　令和３年経済センサス‐活動調査【17】事業所調査票（製造業） |  |  |

利用される方へ

１　「経済センサス‐活動調査」の概要

　(1) 調査の目的

　　　我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ること　を目的とする。

　(2) 調査の根拠法令

　　　統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施。

　(3) 調査の期日

　　　令和３年６月１日現在で実施した。

　　　事業所数、従業者数については令和３年６月１日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については令和２年１月から12月までの実績により調査している。

　(4) 調査の対象

　　　日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

　　・大分類Ａ－「農業・林業」に属する個人経営の事業所

　　・大分類Ｂ－「漁業」に属する個人経営の事業所

　　・大分類Ｎ－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所

　　・大分類Ｒ－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

　(5) 調査の方法

　　ア　調査員調査

　　　　原則、都道府県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行った。

　　イ　直轄調査

　　　　独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行った。

　(6) 調査項目

　　　巻末調査票記載のとおり

２　集計方法について

　(1) この報告書は、令和３年６月１日現在で総務省及び経済産業省が実施した「令和３年経済センサス‐活動調査」（以下「３年活動調査」という。）の製造業に係る調査結果について、三条市が独自に集計、分析したものである。

　　　したがって、総務省及び経済産業省が公表する数値とは異なる場合がある。

　(2) この報告書は、製造業について３年活動調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

　　・個人経営を除く事業所であること

　　・従業者４人以上の事業所であること

　　・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと

　　・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

　　　「経済センサス‐活動調査」は全産業を対象として調査を行い、製造業に関する結果を集計したものであり、製造業のみを対象として行っている「工業統計調査」とは調査方法が異なることから過去の結果との比較には注意が必要である。

　(3) この報告書において、下線付きの年次の数値は「経済センサス‐活動調査」（以下「活動調査」という。）、その他の年次の数値は「工業統計調査」（以下「工業統計」という。）の数値である。

　　　各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は以下のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 統計調査名 | 経理外項目（事業所数、従業者数） | 経理項目（製造品出荷額等、付加価値額） |
| 調査時点 | 表示 | 調査期間 | 表示 |
| 平成24年(2012年)経済センサス‐活動調査 | 平成24年２月１日現在 | 平成23年 | 平成23年１月～12月 | 平成23年 |
| 平成24年(2012年)工業統計調査 | 平成24年12月31日現在 | 平成24年 | 平成24年１月～12月 | 平成24年 |
| 平成25年(2013年)工業統計調査 | 平成25年12月31日現在 | 平成25年 | 平成25年１月～12月 | 平成25年 |
| 平成26年(2014年)工業統計調査 | 平成26年12月31日現在 | 平成26年 | 平成26年１月～12月 | 平成26年 |
| 平成28年(2016年)経済センサス‐活動調査 | 平成28年６月１日現在 | 平成28年 | 平成27年１月～12月 | 平成27年 |
| 平成29年(2017年)工業統計調査 | 平成29年６月１日現在 | 平成29年 | 平成28年１月～12月 | 平成28年 |
| 平成30年(2018年)工業統計調査 | 平成30年６月１日現在 | 平成30年 | 平成29年１月～12月 | 平成29年 |
| 令和元年(2019年)工業統計調査 | 令和元年６月１日現在 | 令和元年 | 平成30年１月～12月 | 平成30年 |
| 令和２年(2020年)工業統計調査 | 令和２年６月１日現在 | 令和２年 | 令和元年１月～12月 | 令和元年 |
| 令和３年(2021年)経済センサス‐活動調査 | 令和３年６月１日現在 | 令和３年 | 令和２年１月～12月 | 令和２年 |

３　集計項目の説明

　(1) 事業所数

　　　経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

　　ア　一定の場所（１区画）を占めて単一の経営主体のもとで経済活動が行われている。

　　イ　従業者と設備を有して物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている。

　(2) 従業者

　　　令和３年６月１日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含む。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（１か月未満、日々雇用）は従業者に含まない。

　　ア　常用労働者

　　　　「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（１か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

　　イ　有給役員

　　　　法人の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）、役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

　　ウ　常用雇用者

　　　　「無期雇用者」及び「有期雇用者(１か月以上)」に分けられる。

　　エ　無期雇用者

　　　　常用雇用者のうち雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

　　オ　有期雇用者（１か月以上）

　　　　有期雇用者のうち１か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

　　カ　臨時雇用者（有期雇用者（１か月未満、日々雇用））

　　　　有期雇用者のうち１か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

　　キ　送出者

　　　　有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

　　ク　出向・派遣受入者

　　　　労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

　(3) 現金給与総額

　　　令和２年１月から12月までの１年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

　(4) 原材料使用額等

　　　令和２年１月から12月までの１年間における次のア～カの合計をいう。

　　ア　原材料使用額

　　　　主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含む。

　　イ　燃料使用額

　　　　生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

　　ウ　電力使用額

　　　　照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

　　エ　委託生産費

　　　　原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

　　オ　製造等に関連する外注費

　　　　生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

　　カ　転売した商品の仕入額

　　　　令和２年中に実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

　(5) 製造品出荷額等

　　　令和２年１月から12月までの１年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額をいう。

　　ア　製造品出荷額

　　　　当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、令和２年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。

　　　　また、次のものも製造品出荷に含み、転売品は含まない。

　　　(ｱ) 同一企業に属する他の事業所ヘ引き渡したもの

　　　(ｲ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

　　　(ｳ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和２年中に返品されたものを除く）

　　イ　加工賃収入額

　　　　令和２年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

　　ウ　その他収入額

　　　　上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいう。

　(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者10人以上の事業所（一部を除く（※））

　　　事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に企業に支給して製造される委託生産品も含み、転売品は含まない。

　　　※ 原材料及び燃料の在庫額は従業者30人以上の事業所

　(7) 有形固定資産額（従業者10人以上の事業所（一部を除く（※））

　　　令和２年１月から12月までの１年間における数値で、帳簿価額による。

　　ア　有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

　　　(ｱ) 土地

　　　(ｲ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

　　　(ｳ) 機械及び装置（附属設備を含む）

　　　(ｴ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数１年以上の工具、器具、備品等）

　　イ　建設仮勘定の増加額及び減少額

　　　　増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

　　ウ　有形固定資産の除却・売却による減少額

　　　　有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

　　エ　減価償却額

　　　　減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

　　オ　有形固定資産額の算式は以下のとおり

　　　(ｱ) 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

　　　(ｲ) 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

　　　(ｳ) 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

　　　※ 有形固定資産額の内訳である「(ｲ)建物及び構築物」、「(ｳ)機械及び装置」、「(ｴ)その他」は従業者30人以上の事業所

　(8) 生産額（従業者10人以上の事業所）

　　　令和２年１月から12月までの１年間における下記算式により算出した額をいう。

　　　生産額 ＝ 製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

　(9) 付加価値額（粗付加価値額）

　　　令和２年１月から12月までの１年間における下記算式により算出した額をいう。

　　ア　従業者30人以上

　　　　付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 ＋（製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※１）＋ 推計消費税額（※２））－ 原材料・燃料・電力使用額等 － 減価償却額

　　イ　従業者29人以下

　　　　粗付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 －（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※１）＋ 推計消費税額（※２））－ 原材料使用額等

　　　※１：平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したもの

　　　※２：推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

 (10) 敷地面積

　　　令和３年６月１日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グランド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含む。

 (11) 水源別用水量

　　　事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、１日当たり用水量とは、令和２年１月から12月までの１年間に使用した工業用水の総量を令和２年の操業日数で割ったものをいう。

　　ア　淡水

　　　(ｱ) 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

　　　　　・工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの

　　　　　・上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

　　　(ｲ) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

　　　(ｳ) その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きょによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水など。

　　　(ｴ) 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問わない。

　　イ　海水

　　　　海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

４　産業分類及び格付けについて

　　事業所の産業分類格付けは、１事業所が２つ以上の製造品を製造している場合、産業中分類番号の上２桁を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので決定する。

　　例えば、生産用機械と輸送用機械の両方を製造している事業所で、１年間の製造品出荷額等のうち生産用機械のウエイトの方が輸送用機械よりも高ければ、その事業所に係る数値は全て生産用機械として集計される。

　　なお、本報告書の産業中分類の表記は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産業中分類番号 | 中　分　類　名 | 略　　称 |
| 09 | 食料品製造業 | 食料品 |
| 10 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | 飲料・たばこ・飼料　　 |
| 11 | 繊維工業 | 繊維 |
| 12 | 木材・木製品製造業(家具を除く) | 木材・木製品 |
| 13 | 家具・装備品製造業 | 家具・装備品 |
| 14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | パルプ・紙 |
| 15 | 印刷・同関連業 | 印刷 |
| 16 | 化学工業 | 化学 |
| 17 | 石油製品・石炭製品製造業 | 石油・石炭 |
| 18 | プラスチック製品製造業(別掲を除く)　　 | プラスチック製品 |
| 19 | ゴム製品製造業 | ゴム製品 |
| 20 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | 皮革 |
| 21 | 窯業・土石製品製造業 | 窯業・土石製品 |
| 22 | 鉄鋼業 | 鉄鋼 |
| 23 | 非鉄金属製造業 | 非鉄金属 |
| 24 | 金属製品製造業 | 金属製品 |
| 25 | はん用機械器具製造業 | はん用機械 |
| 26 | 生産用機械器具製造業 | 生産用機械 |
| 27 | 業務用機械器具製造業 | 業務用機械 |
| 28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 電子部品・デバイス |
| 29 | 電気機械器具製造業 | 電気機械 |
| 30 | 情報通信機械器具製造業 | 情報通信機械 |
| 31 | 輸送用機械器具製造業 | 輸送用機械 |
| 32 | その他の製造業 | その他製造 |

※　産業中分類「18プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおり。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類番号 | 製　造　品　名 | 分類番号 | 製　造　品　名 |
| 13 | 家具・装備品 | 325 | がん具、運動用具 |
| 1521 | プラスチック製板 | 326 | ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品 |
| 1695 | 写真フィルム(乾板を含む) |
| 2051 | 手袋 | 3271 | 漆器 |
| 215 | 耐火物 | 3282 | 畳 |
| 2179 | と石 | 3283 | うちわ・扇子・ちょうちん |
| 2199 | 模造真珠 | 3284 | ほうき・ブラシ |
| 2531 | 歯車 | 3285 | 喫煙用具(貴金属・宝石製を除く) |
| 2739 | 目盛りのついた三角定規 | 3289 | 洋傘・和傘・同部分品 |
| 2741 | 注射筒 | 3289 | 魔法瓶 |
| 2744 | 義歯 | 3292 | 看板・標識機 |
| 322 | 装身具・装飾品・ボタン・同関連商品(貴金属・宝石性を除く) | 3293 | パレット |
| 3294 | モデル、模型 |
| 3229 | かつら | 3295 | 工業用模型 |
| 3231 | 時計側 | 3296 | レコード |
| 324 | 楽器 | 3297 | 眼鏡 |

注：「分類番号」欄について、2桁は中分類番号、3桁は小分類番号、4桁は細分類番号を指す。

５　記号及び注記

　(1) 各項目の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないものもある。

　(2) 統計表の符号の用法は次のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| － |  | … | 該当数値なし |
| 0.0 |  | … | 単位未満 |
| △ |  | … | マイナスの数値 |
| x |  | … | １又は２の事業所に関する数値であることから、個々の報告者の秘密保護のために数値を秘匿した箇所である。なお、３以上の事業所に関する数値であっても１又は２の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。 |

６　時系列比較する場合の留意点

　(1) 調査年によって、同一事業所が製造品出荷額等のウエイト変動により前年と異なる産業分類に格付けされる場合や、事業内容に変更があり製造業に該当・非該当となる場合がある。そのことにより、時系列で比較すると数値が大きく変動している場合があるため、注意が必要である。

　(2) ３年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和２年工業統計調査と単純比較ができないことに注意を要する。

　　　また、平成28年経済センサス‐活動調査においては、事業所数、従業者数については調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果に対し、製造品出荷額等、付加価値額などは、これらの調査分を含まない集計結果である。

　(3) ３年活動調査は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に行った。

　　　このため、従来の調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純に比較ができないため、集計結果の時系列比較を行う際は、十分に注意が必要である。